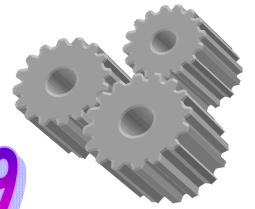


開かれた学校づくり協議会 インフォメーション NO. 49



平成23年6月3日発行

【編集・発行】足立区教育委員会学校支援課

電話：3880-5737 FAX：3880-5641

Eメール：g-sien@city.adachi.tokyo.jp

「開かれた学校づくり協議会型コミュニティ・スクール」を目指して

「開かれた学校づくり協議会」に「学校運営協議会」機能の付加を

コミュニティ・スクールは、地域の公立学校の運営に保護者、地域の皆さんの声を生かす仕組みです。コミュニティ・スクールでは、保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会が設けられ、学校運営協議会が学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べたりすることを通じて、保護者、地域の皆さんの意見を学校運営に反映させることができます。

現在、区内では五反野小学校と谷中中学校の2校が指定されています。

教育委員会としては、毎年、数校程度の設置を目指します。

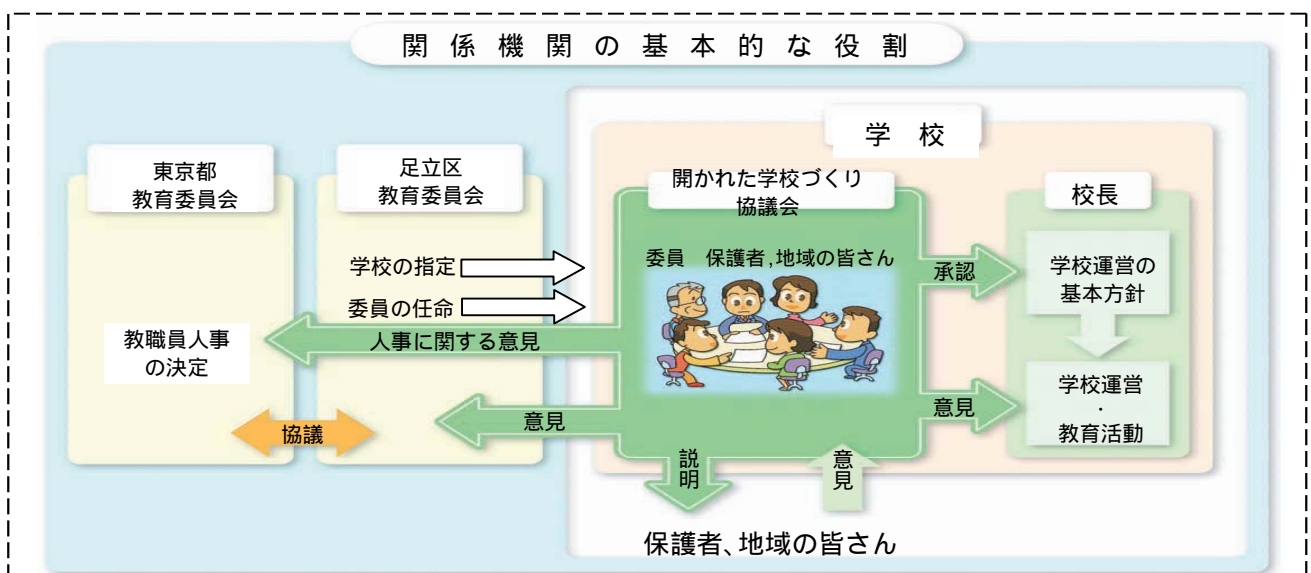
今、学校は、開かれた学校づくり協議会による支援を受けつつ、日々の学校運営に努めています。しかし、「学力問題」や「自尊感情の低下」などへの取り組みが、これまで以上に求められています。そうした中で、開かれた学校づくり協議会を中心に、保護者や地域関係者等がより積極的に学校運営に参画していくことは、児童・生徒のみならず、区民の期待にも応える学校運営に有効な手法であると考えられます。

さらなる保護者・地域の参画推進による学校活性化のために、教育委員会は「開かれた学校づくり協議会型コミュニティ・スクール」の設置拡大に取り組みます。

以下、「開かれた学校づくり協議会型コミュニティ・スクール」についての、教育委員会の考え方をご説明します。

コミュニティ・スクール：「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく「学校運営協議会」を設置した学校の総称

学校運営協議会の機能をピックアップしたイメージ図



五反野小学校における成果

五反野小学校は、平成 12 年度、開かれた学校づくりのモデル校として、「開かれた学校づくり協議会」を設置した 5 校のうちの 1 校です。その先進的な取り組みが評価され、平成 14 年度から 3 年間、文部科学省の「新しいタイプの学校運営のあり方に関する実践研究」校に指定され、保護者・地域の力を学校運営に生かすしくみづくりに取り組みました。

そして、その成果として、平成 16 年 11 月、法律に基づく日本初のコミュニティ・スクールに指定され、以降、本制度に関する先進校として、以下のような成果を上げてきています。

学校理事会により教育課程に関する事項で実現してきたことは、教育課程の国語・算数の指導

の重点内容に「読み・書き・計算」の反復練習を明記した、教育課程外の朝の時間帯に「読み・書き・計算」の時間（パワーアップタイム）を設けた、等を挙げることができます。

さらに、開かれた学校づくり協議会を通して具現化した取り組みとしては、授業診断・学校評価：年 2 回の学校公開にあわせて実施し、その結果をもとに、保護者・地域の方と教職員とで意見交流会を行い、授業力向上だけでなく相互理解や信頼を深めた、交通安全ボランティア：学校近くの交差点を中心とした登下校の安全指導や児童の編成による「あいさつ隊」の活動、「あいさつロード」の設置などによってあいさつ運動が広がった、等を挙げることができます。

「開かれた学校づくり協議会型コミュニティ・スクール」とは

五反野小学校においては、地域の権限の強い英国の「学校理事会」制度を基に活動を進めてきました。一方、文部科学省が規定するコミュニティ・スクールは、学校と地域とのバランスに配慮したものであり、足立区における「開かれた学校づくり協議会」により近い形となっています。

足立区における「開かれた学校づくり協議会」と「学校運営協議会」は、前者の活発な活動を土台として後者が機能を発揮できる関係にあります。また、活発な活動を展開している開かれた学校づくり協議会の場合、家庭教育部会、土曜事業部会、評価部会を始め、活動内容に応じた部会を設置している場合もあり、地域や保護者による学校応援

体制が充実しています。こうした開かれた学校づくり協議会は、学校運営に参画する学校運営協議会と同様な機能を実質的に有していると言えます。

教育委員会としては、「開かれた学校づくり協議会」のさらなる機能充実を進め、「開かれた学校づくり協議会」に法律に基づく「学校運営協議会」の機能を付加した、「開かれた学校づくり協議会型コミュニティ・スクール」の設置拡大を目指しています。

「開かれた学校づくり協議会型コミュニティ・スクール」の責任者は、学校長であることは言うまでもありません。

法律に基づく機能・役割とは

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第 47 条の 5 の規定に基づき、学校運営協議会には、次のような権限が与えられています。

(1) コミュニティ・スクールの運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について、校長が作成する基本的な方針の承認を行う。(2) コミュニティ・スクールの運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、

意見を述べる。(3) コミュニティ・スクールの教職員の採用その他の任用に関する事項について、任命権者に対して直接意見を述べることができ、その意見は任命権者に尊重される。

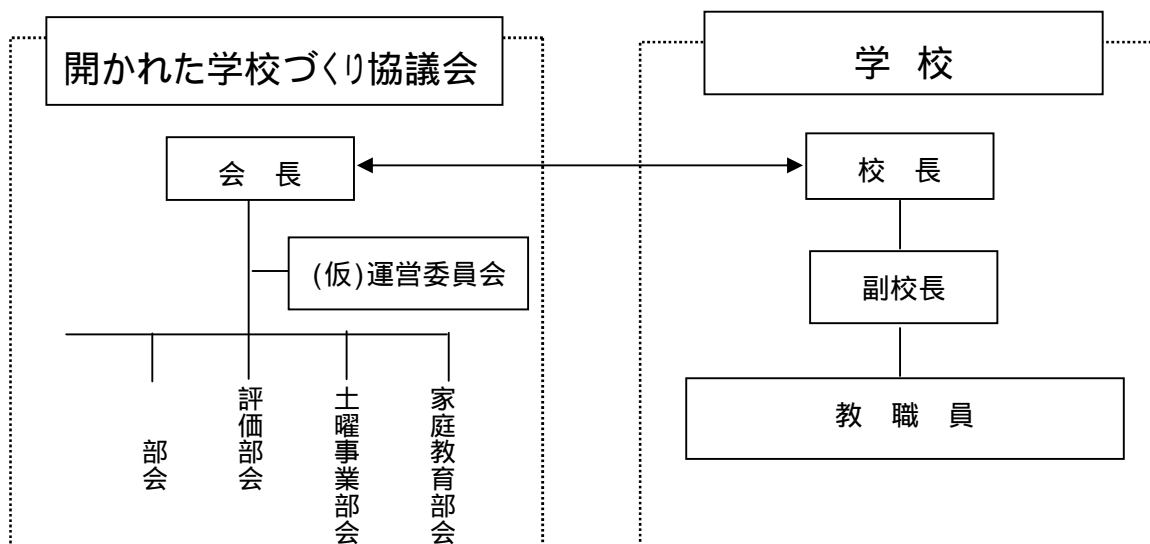
このように、コミュニティ・スクールにおいては、学校運営の基盤である教育課程や教職員配置について、保護者や地域の皆さんが責任と権限を持って意見を述べることで制度的に保障されてお

り、その意見を踏まえた学校運営が進められることとなります。

なお、(3)の意見を述べる対象事項としては、その学校の実現しようとする基本方針に適った教職員の配置を求めること、すなわち、採用、昇任、転任に関する事項であり、処分や勤務条件の決定などに関する事項は含まれません。

他の自治体の小学校でのことですが、学校運営協議会の意見を教育委員会に伝え、英語活動を充実するための教員（中学校英語科の教員免許を所持する教員）や、自然環境を生かした教育・理科教育を充実するための教員（理科環境担当教諭）の配置を実現した事例もあります。

目指すコミュニティ・スクールの基本イメージ図



コミュニティ・スクールとしての指定を受けた段階で、役員会（例えば、正副会長と各部会長による組織）の名称を（仮称）「運営委員会」としたと考えてみましょう。この会が、学校の運営に関して校長が作成する「基本的な方針」等について（4ページの「比較」の表の機能・権限を参照）承認したり、意見を述べる役割を担うこととなります。

なお、（仮称）「運営委員会」の構成については、広く適任者を含めることも可能です。

部会を設置していない協議会においても、正副会長を中心とした役員会を設け、上記の(1)と

同様に、（仮称）「運営委員会」として位置づけることもできます。

「学校運営協議会」の設置のひとつの形式として、開かれた学校づくり協議会の中に、役員会的な組織とは別に、改めて学校の運営に関して承認したり意見を述べたりすることを主な役割とする会議体（学校運営部会等）を設け、「学校運営協議会」と位置づける方法も考えられます。

教育委員会としては、一つの形態にとらわれず、その学校の状況に応じた形態を、開かれた学校づくり協議会と学校とともに検討していきたいと考えています。

設置拡大に向けての取り組み

開かれた学校づくり協議会ごとに活動の重点の置き方が異なるように、コミュニティ・スクールもそれぞれ特色があって当然だと考えます。

コミュニティ・スクールの指定に向けて取り組む開かれた学校づくり協議会を支援するために、教育委員会は「足立区コミュニティ・スクール推

進校設置要綱」を策定（平成23年4月）し、その活動を支援します。指定に向けて取り組む「推進校」は、随時、募集しています。

「推進校」は随時募集しています。関心がある、検討したいという協議会には、説明にお伺いしますので、ご連絡ください。

「開かれた学校づくり協議会」と「学校運営協議会」の違い

「開かれた学校づくり協議会」は、学校関係者評価を担うとともに、活動の中心は土曜事業や家庭教育活動であり、地域の力を学校や児童・生徒につなげる役割を担っています。いわば実働を中心とした活動組織であり、現在、学校にとってはなくてはならない学校支援組織となっています。

一方、「学校運営協議会」は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、一定の権

限と責任を持ち学校運営に参画する組織です。

教育委員会の目指す「開かれた学校づくり協議会型コミュニティ・スクール」には、「開かれた学校づくり協議会」に「学校運営協議会」の機能を付加した一体的な組織として、学校運営への更なる参画と、学校への具体的な支援活動を担う、二つの役割を期待しています。

「開かれた学校づくり協議会」と「学校運営協議会」との比較

予算額は現在

| | 開かれた学校づくり協議会 | 学校運営協議会 |
|--------|---|--|
| 目的 | 新しい時代を切り拓く児童・生徒の「たくましく生き抜く力」や「豊かな心」を育て、地域性を生かした特色ある活動を進める。 【3つの目標】 地域に根ざした特色ある学校づくりの推進 学校支援活動の充実 家庭の教育力と地域の教育力の向上 | 保護者・地域が一定の権限と責任を持って学校運営に参画し、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域が一体となってより良い教育の実現に取り組むための仕組みとして制度化された。 |
| 法的根拠 | 各協議会の設置要綱 | ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5 ・足立区学校運営協議会規則 |
| 委員 | 保護者・地域関係者の中から校長が推薦し、教育委員会が各校ごとに委嘱する。委員数は協議会ごとに定める。任期は1年。 | 特別職非常勤公務員として教育委員会が発令通知書を交付する。委員数は15名以内で、任期は2年（足立区学校運営協議会規則）。 |
| 報酬 | 無報酬 | 日額2,000円（学校配付予算とは別途） |
| 活動経費 | 補助金の交付（運営費135千円、家庭教育部会100千円、土曜事業50千円他） | 学校配付予算（講師謝礼、消耗品費、印刷費）として年額150千円程度。 |
| 機能・権限 | 【5つの機能】 (1)学校の現状や課題を教職員や保護者と協議する（協議機能） (2)学校関係者評価等、学校評価に参画する（評価機能） (3)学校運営に参画する、地域の人材を活用する（支援機能） (4)学校・家庭・地域の役割分担をし、調整する（調整機能） (5)地域資源を活用した土曜事業及び家庭教育部会等の事業を実施する（実施機能） | (1)学校の運営に関して校長が作成する「基本的な方針()」を承認する 足立区学校運営協議会規則から 教育課程の編成 学校経営計画 組織編成 学校予算の編成・執行 施設管理・施設設備等の整備 (2)学校の運営に関して、教育委員会又は校長に対して意見を述べる (3)教職員の任用に関して、教育委員会に対して意見を述べる |
| 校長との関係 | 学校運営の責任者は校長である。 校長は協議会の一員であるとともに、協議会が上記の機能を果たすために、校長は関連情報を協議会に提供する役割を担っている。なお、副校長は事務局としての機能を有している。 | 学校運営協議会は、学校運営の基本的方針の承認権限を有し、学校運営や教職員の任用について意見を述べることができるが、学校運営の責任者は校長であり、校長が学校を代表することについては、他の学校と変わりはない。 |
| 組織名称 | 足立区立 学校開かれた学校づくり協議会 | 学校運営協議会は、教育委員会に届け出ること、別名称を用いることができる。（足立区学校運営協議会規則第18条第2項） 五反野小学校運営協議会は、この規定に基づき「学校理事会」を称している。 |

コミュニティ・スクールについて関心がある、検討してみたいという協議会からのご連絡をお待ちしています